令和4年8月24日

第13回

高齢者の保健事業のあり方検討ワーキンググループ

参考資料

保険者インセンティブ(令和5年度分)における評価指標等



共通指標①

健診の実施及び健診受診率向上に向けた取組の実施

令和4年度分 最大7点

 広域連合で実施されているか(市町村への委託等により実施されている場合を含む)。 健診結果を活用した取組が実施された者の数が健診実施者数の5割を超えているか。 健診結果を活用した取組が実施された者の属する市町村数が管内市町村数の7割を超えているか。 ③については達成していないが、健診結果を活用した取組が実施された者の属する市町村数が管内市町村数の5割を超えているか。 		診の実施及び健診結果を活用した取組の実施 令和2年度の実績を評価)	点数
 の5割を超えているか。 3 健診結果を活用した取組が実施された者の属する市町村数が管内市町村数の7割を超えているか。 4 ③については達成していないが、健診結果を活用した取組が実施された者の属する市町村数が管内市町村数の5割を 	1		1
が管内市町村数の7割を超えているか。 ④ ③については達成していないが、健診結果を活用した取組が実施された者の属する市町村数が管内市町村数の5割を 2	2		3
が実施された者の属する市町村数が管内市町村数の5割を 2	3		3
KE/C C V · O/J 0	4		2

- ※ ①については、健診の実施に加え、健診結果を活用した取組が実施されている場合にのみ加点
- ※ ③、④については、①が加点されていない場合にも、加点対象とする(前年度 の健診結果等により取組を実施した場合)。

令和5年度分

最大7点

健診の実施及び健診受診率向上に向けた取組の実施 (令和3年度の実績を評価)	点数
① 健診を実施した被保険者の属する市町村が管内の全ての市時村であったか。	^{ET} 1
② 広域連合の関与により健診受診率向上のための取組を実施に た者の属する市町村数が管内市町村の6割を超えているか。	- 1
③ 受診率が令和2年度以上の値となっているか。	1
④ (③を達成しており) 75歳~84歳の受診率が令和2年度以上の値となっているか。	1
⑤ 健康状態不明者を把握し、健診の受診勧奨等に取り組み、信息状態不明者の割合が減少しているか。	建 1
⑥ 健診において「後期高齢者の質問票」を活用している市町 数が管内市町村の8割を超えているか。	过 2

- ※ ②については、「保険者機能チェックリスト3. 保健事業」健康診査の受診率 向上に向けた取組4項目(健診の利便性等の向上/健診未受診者に対する通知等 による個別受診勧奨/健診の積極的な周知/その他の取組)のうち2項目以上実 施していること。
- ※ ③、④の「受診率」については、各広域連合が、前年の受診率を算出したもの と同じものを用いること。
- ※⑤の「健康状態不明者」は「健診なし・医療未受診・要介護認定なし」の者とすること。

令和5年度分指標の考え方

- 健診の強化・充実が求められていることから、健診受診率に係る評価指標③、④を設定する。
- 健康状態不明者を把握し健診を含む必要なサービスにつなげる取組の強化・充実を図る観点から、評価指標⑤を設定する。
- フレイル等高齢者の特性を踏まえた支援の充実を図る観点から、後期高齢者の質問票に係る評価指標⑥を設定する。

共通指標②

歯科健診の実施及び口腔機能に着目した検査の実施

令和4年度分 最大7点

	科健診の実施及び歯科健診結果を活用した取組の実施 令和2年度の実績を評価)	点数
1	広域連合で実施されているか(市町村への委託等により実 施されている場合を含む)。	1
2	歯科健診結果を活用した取組が実施された者の数が歯科健診 実施者数の5割を超えているか。	3
3	歯科健診結果を活用した取組が実施された者の属する市町 村数が管内市町村数の7割を超えているか。	3
4	③については達成していないが、歯科健診結果を活用した 取組が実施された者の属する市町村数が管内市町村数の5 割を超えているか。	2

- ※ ①については、歯科健診の実施に加え歯科健診結果を活用した取組が実施されている場合にのみ加点。
- ※ ③、④については、①が加点されていない場合にも、加点の対象とする(前年度の健診結果等により取組を実施した場合)。

令和5年度分

最大7点

	科健診の実施及び口腔機能に着目した検査の実施 令和3年度の実績を評価)	点数
1	歯科健診を実施した被保険者の属する市町村数が管内市町村の8割を超えているか。	3
2	①の基準は達成していないが、歯科健診を実施した被保険者の属する市町村数が管内市町村の6割を超えているか。	2
3	受診率が令和2年度以上の値となっているか。	1
4	歯科健診を実施する管内市町村のうち、口腔機能に着目した 検査項目を設定している市町村数が管内市町村の7割を超え ているか。	3
5	④については達成していないが、歯科健診を実施する管内市町村のうち、口腔機能に着目した検査項目を設定している市町村数が管内市町村の5割を超えているか。	2

※ ④の「口腔機能に着目した検査項目」とは、「後期高齢者を対象とした歯科健 診マニュアルの参考送付について」(平成30年10月29日事務連絡)の「咀嚼能 カ評価」「舌・口唇機能評価」「嚥下評価」のこと。

「後期高齢者医療制度実施状況調査」様式第8-2歯科健康診査の実施計画 (令和3年度状況)(1)歯科健康診査の実施予定のうち、「★口腔機能に着目 した検査項目の実施」の「咀嚼機能検査実施市町村数」「舌機能検査実施市町村 数」「嚥下機能検査実施市町村数」のすべてに該当した市町村の実数とする。

令和5年度分指標の考え方

- 健診結果を活用した取組は共通③④、固有②に集約させ、共通②では「歯科健診及び口腔機能検査の実施」について評価する。
- 受診率が前年度以上の広域連合に対し、加点する。

共通指標③ 糖尿病性腎症重症化予防の取組の実施状況

令和4年度分 最大10点

糖尿病性腎症重症化予防の取組の実施状況 (令和3年度の実施状況を評価)

点数

(1)~(5)の基準を全て満たす糖尿病性腎症重症化予防の取組(受診勧奨、保健指導、受診 勧奨と保健指導を一体化した取組等)を実施(市町村への委託等を含む)している場合に①~⑤ に基づき加点を行う。

- (1)対象者の抽出基準が明確であること
- (2) かかりつけ医と連携した取組であること
- (3) 保健指導を実施する場合には、専門職が取組に携わること
- (4) 事業の評価を実施すること
- (5) 取組の実施に当たり、各都道府県の糖尿病対策推進会議等との連携(各都道府県による対応策の議論や取組内容の共有など)を図ること
- ※糖尿病性腎症重症化予防プログラム(H31年4月25日改定版)P15-16参照
- ① 取組を実施した対象者の属する市町村数が管内市町村数の 3割を超えているか。
- ② ①については達成していないが、取組を実施した対象者の属する市町村数が複数あるか。
- ③ 「受診勧奨」の取組を実施する全市町村において、(1) の抽出基準に基づく対象者のうち、全ての糖尿病未治療者 及び治療を中断した者に対して、文書の送付等により受診 勧奨が実施されており、実施後、対象者の受診の有無を確 認し、受診が無い者には更に面談等が実施されているか。
- ④ 「保健指導」の取組を実施する全市町村において、保健指導対象者のHbA1c、eGFR、尿蛋白等の検査結果を確認し、2取組の実施前後でアウトカム指標により評価しているか。
- ⑤ ①を満たす場合において、国民健康保険の保健事業と継続 して実施した市町村数が取組を実施した市町村数の半数を 超えているか。
 - ※ 国保の糖尿病性腎症重症化予防事業で介入を受けていた者について、その結果を引き継ぐ手段や体制が構築されているか。また、後期では支援の対象外とする場合は、その理由が明確か。

令和5年度分指標の考え方

● 生活習慣病等の重症化予防の取組のうち、糖尿病性腎症重症化予防の重点化を継続。

令和5年度分

最大10点

糖尿病性腎症重症化予防の取組の実施状況(令和4年度の実施状況を評価)

点数

3

2

2

2

3

- (1)~(5)の基準を全て満たす糖尿病性腎症重症化予防の取組(受診勧奨、保健指導、受診 勧奨と保健指導を一体化した取組等)を実施(市町村への委託等を含む)している場合に①~⑤ に基づき加点を行う。
- (1)対象者の抽出基準が明確であること
- (2) かかりつけ医と連携した取組であること
- (3)保健指導を実施する場合には、専門職が取組に携わること
- (4) 事業の評価を実施すること
- (5) 取組の実施に当たり、各都道府県の糖尿病対策推進会議等との連携(各都道府県による対応策の議論や取組内容の共有など)を図ること
- ※糖尿病性腎症重症化予防プログラム(H31年4月25日改定版)P15-16参照
- ① 取組を実施した対象者の属する市町村数が管内市町村数の 3割を超えているか。
- ② ①については達成していないが、取組を実施した対象者の属する市町村数が複数あるか。
- ③ 「受診勧奨」の取組を実施する全市町村において、(1) の抽出基準に基づく対象者のうち、全ての糖尿病未治療者 及び治療を中断した者に対して、文書の送付等により受診 勧奨が実施されており、実施後、対象者の受診の有無を確 認し、受診が無い者には更に面談等が実施されているか。
- ④ 「保健指導」の取組を実施する全市町村において、保健指導対象者のHbA1c、eGFR、尿蛋白等の検査結果を確認し、取組の実施前後でアウトカム指標により評価しているか。
- ⑤ ①を満たす場合において、国民健康保険の保健事業と継続 して実施した市町村数が取組を実施した市町村数の半数を 超えているか。
 - ※ 国保の糖尿病性腎症重症化予防事業で介入を受けていた者について、その結果を引き継ぐ手段や体制が構築されているか。また、後期では支援の対象外とする場合は、その理由が明確か。

共通指標④

被保険者の主体的な健康づくりに対する広域連合による働きかけの実施

変更なし

令和4年度分 最大8点

	保険者の主体的な健康づくりに対する広域連合による きかけの実施(令和3年度の実施状況を評価)	点数
1	被保険者の予防・健康づくりの取組や成果に対しポイントを付与する等個人へのインセンティブの提供の取組を実施した者の属する市町村数が管内市町村数の5割を超えているか。	4
2	①について達成していないが、取組を実施した者の属する市 町村数が複数あるか。	2
3	ICT等を活用して本人に分かりやすく健診結果の情報提供を行う取組を実施した者の属する市町村数が管内市町村数の7割を超えているか。	2
4	被保険者証の発送時等に、実施する保健事業及びマイナン バーカードの取得等についてリーフレット等を用いて広く 情報提供しているか。	2

※ ③の「ICT等を活用」については、ICTを活用して作成した個別性の高い情報 提供のどちらでも可

令和5年度分

最大8点

	保険者の主体的な健康づくりに対する広域連合による きかけの実施(令和4年度の実施状況を評価)	点数
1	被保険者の予防・健康づくりの取組や成果に対しポイントを付与する等個人へのインセンティブの提供の取組を実施した者の属する市町村数が管内市町村数の5割を超えているか。	4
2	①について達成していないが、取組を実施した者の属する市 町村数が複数あるか。	2
3	ICT等を活用して本人に分かりやすく健診結果の情報提供を行う取組を実施した者の属する市町村数が管内市町村数の7割を超えているか。	2
4	被保険者証の発送時等に、実施する保健事業及びマイナン バーカードの取得等についてリーフレット等を用いて広く 情報提供しているか。	2

※ ③の「ICT等を活用」については、ICTを活用して作成した個別性の高い情報 提供のどちらでも可

令和5年度分指標の考え方

- 個人インセンティブの付与は、新経済・財政再生計画 改革工程表において重点化が要請されているため、引き続き評価指標とする。
- マイナンバーカードの取得等について、広く情報提供している場合に加点する。

共通指標⑤被保険者の適正受診・適正服薬を促す取組の実施状況

令和4年度分 最大5点

被保険者の適正受診・適正服薬を促す取組の実施状況 (令和3年度の実施状況を評価)

点数

3

重複・頻回受診者又は重複投与者等に対し、(1)~(4)の基準を全て満たす適正 受診・適正服薬を促す取組を実施(市町村への委託等を含む)している場合に①~③ に基づき加点を行う。

- (1)抽出基準を設定していること
- (2) 個別に相談・指導の取組を実施していること
- (3) 個別に指導票を作成・管理し、指導前後の状況を把握・分析していること
- (4) 指導後の状況により再指導が必要な場合に再指導を実施していること
- ① 取組を実施した対象者の属する市町村数が管内市町村数の 3割を超えているか。
- ② ①については達成していないが、取組を実施した対象者の属する市町村数が複数あるか。
- ③ 地域の医師会や歯科医師会、薬剤師会等地域の医療団体と 連携して適正受診・適正服薬の対策を実施しているか。

令和5年度分

最大5点

被保険者の適正受診・適正服薬を促す取組の実施状況 (令和4年度の実施状況を評価)

点

数

3

1

重複・頻回受診者又は重複投与者等に対し、(1)~(4)の基準を全て満たす適正 受診・適正服薬を促す取組を実施(市町村への委託等を含む)している場合に①~③ に基づき加点を行う。

- (1)抽出基準を設定していること
- (2) 個別に相談・指導の取組を実施していること
- (3) 個別に指導票を作成・管理し、指導前後の状況を把握・分析していること
- (4) 指導後の状況により再指導が必要な場合に再指導を実施していること
- ① 取組を実施した対象者の属する市町村数が管内市町村数の 3割を超えているか。
- ② ①については達成していないが、取組を実施した対象者の属する市町村数が複数あるか。
- ③ 地域の医師会や歯科医師会、薬剤師会等地域の医療団体と 連携して適正受診・適正服薬の対策を実施しているか。 2

変更なし

令和5年度分指標の考え方

共通指標⑥一 i 後発医薬品の使用割合

令和4年度分 最大5点 **令和5年度分** 最大5点

	発医薬品の使用割合 令和 2 年度の実績を評価)	点数
1	使用割合が80%以上	5
2	①の基準は達成していないが、使用割合が広域連合上位5割 に当たる使用割合に達している場合	3
3	①②については達成していないが、前年度と比較し、使用 割合(%)が1ポイント以上5ポイント未満向上	1
3	①②については達成していないが、前年度と比較し、使用 割合(%)が5ポイント以上向上	2

後発医薬品の使用割合 (令和3年度の実績を評価)	点数
① 使用割合が80%以上	5
② ①の基準は達成していないが、使用割合が広域連合上位5割 に当たる使用割合に達している場合	3
③ ①②については達成していないが、前年度と比較し、使用割合(%)が1ポイント以上5ポイント未満向上	1
③ ①②については達成していないが、前年度と比較し、使用割合(%)が5ポイント以上向上	2

令和5年度分指標の考え方

共通指標⑥一 ii 後発医薬品の使用促進

令和4年度分 計2点 令和5年度分 計2点 後発医薬品の使用割合 後発医薬品の使用割合 点数 点数 (令和2年度の実績を評価) (令和3年度の実績を評価) ①・②の両方を満たす場合に加点する。 ①・②の両方を満たす場合に加点する。 ① 差額通知の送付前後で後発医薬品への切り替えが行われて ① 差額通知の送付前後で後発医薬品への切り替えが行われて いるか確認しているか。 いるか確認しているか。 ② 後発医薬品について更なる理解の促進を図るため、差額通知 ② 後発医薬品について更なる理解の促進を図るため、差額通知 変更 等において、後発医薬品の品質や使用促進の意義等に関する 等において、後発医薬品の品質や使用促進の意義等に関する なし 情報を記載しているか。 情報を記載しているか。

令和5年度分指標の考え方

固有指標① データヘルス計画の実施状況

令和4年度分 計2点

データヘルス計画の実施状況 (令和3年度の実施状況を評価)	点数
① データヘルス計画を策定し、KDBシステム等を活用して、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業を 実施しているか。	1
② データヘルス計画に基づき事業を実施している場合において、 国保連合会の支援・評価委員会や大学など外部有識者による 支援・評価を活用しているか。	1

令和5年度分 計2点

データヘルス計画の実施状況 (令和4年度の実施状況を評価)	点数
① データヘルス計画を策定し、KDBシステム等を活用して、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業を 実施しているか。	1
② データヘルス計画に基づき事業を実施している場合において、 国保連合会の支援・評価委員会や大学など外部有識者による 支援・評価を活用しているか。	

変更なし

令和5年度分指標の考え方

固有指標② 高齢者の特性を踏まえた保健事業の実施状況 (ハイリスクアプローチ 高齢者に対する個別的支援)

令和4年度分

(分野ごとに加点可能) 最大15点

高齢者の特性を踏まえた保健事業の実施 (ハイリスクアプローチ) (令和3年度の実施状況を評価)

点数

変更

なし

〈取組分野〉

- ア. 栄養、口腔、服薬に関わる相談・指導
- イ. 生活習慣病等の重症化予防に関わる相談・指導 (糖尿病性腎症重症化予防は除く)
- ウ. 健康状態不明者の状態把握、必要なサービスへの接続
- (1)~(4)(生活習慣病重症化予防の場合は(1)~(5))の基準 を全て満たす相談・指導を実施している場合に①~③に基づき加点を行う
- (1)対象者の抽出基準が明確であること
- (2) かかりつけ医と連携した取組であること
- (3)保健指導を実施する場合には、医療専門職が取組に携わること
- (4) 事業の評価を実施すること
- (5) 実施計画の策定段階から、第三者による支援・評価を活用すること
- ① 取組を実施(市町村への委託等含む)した対象者の属する 市町村数が管内市町村数の3割を超えているか。
- ② ①については達成していないが、取組を実施(市町村への委 託等含む) した対象者の属する市町村が複数あるか。
- ③ ①を満たす場合において、国民健康保険の保健事業又は介護 保険の地域支援事業と連携して実施した市町村数が取組を実 施した市町村数の半数を超えているか。 (事業や介入対象者の重複を調整した上で実施しているか)

令和5年度分

(分野ごとに加点可能) 最大15点

高齢者の特性を踏まえた保健事業の実施(ハイリスクアプローチ) (令和4年度の実施状況を評価)

点数

〈取組分野〉

- ア. 栄養、口腔、服薬に関わる相談・指導
- イ. 生活習慣病等の重症化予防に関わる相談・指導 (糖尿病性腎症重症化予防は除く)
- ウ、健康状態不明者の状態把握、必要なサービスへの接続
- (1)~(4)(生活習慣病重症化予防の場合は(1)~(5))の基準 を全て満たす相談・指導を実施している場合に①~③に基づき加点を行う
- (1)対象者の抽出基準が明確であること
- (2) かかりつけ医と連携した取組であること
- (3)保健指導を実施する場合には、医療専門職が取組に携わること
- (4) 事業の評価を実施すること
- (5) 実施計画の策定段階から、第三者による支援・評価を活用すること
- ① 取組を実施(市町村への委託等含む)した対象者の属する 市町村数が管内市町村数の3割を超えているか。
- ② ①については達成していないが、取組を実施(市町村への委 託等含む) した対象者の属する市町村が複数あるか。
- ③ ①を満たす場合において、国民健康保険の保健事業又は介護 保険の地域支援事業と連携して実施した市町村数が取組を実 施した市町村数の半数を超えているか。 (事業や介入対象者の重複を調整した上で実施しているか)

令和5年度分指標の考え方

固有指標③ 高齢者の特性を踏まえた保健事業の実施状況 (ポピュレーションアプローチ 通いの場等への積極的な関与)

令和4年度分 最大8点 **令和5年度分**

変更

なし

高齢者の特性を踏まえた保健事業の実施(ボビュレーションアプローチ) (令和3年度の実施状況を評価)

点数

5

医療専門職が次のア、イのいずれかの取組を実施しており、かつ必要に応じて工を実施している場合に①~③に基づき加点を行う。

なお、ア、イいずれの取組も地域の実情により実施できない場合に、ア、 イの取組に代えてウの取組を実施している場合も加点の対象とする。

- ア 通いの場等において、その参加者に対して行う健康教育・健康相談
- イ 通いの場等において、後期高齢者の質問票の活用や身体計測、体力 測定を実施するなど、フレイル状態等にある高齢者の把握、状態に 応じた支援等の実施
- ウ 高齢者が健康に関する相談や不安等について日常的に相談が行える 環境づくり
- エ アからウを通じて把握された高齢者の状況に応じて、健診や医療の 受診勧奨や介護サービスの利用勧奨等
- ① 取組を実施(市町村への委託等含む)した対象者の属する 市町村数が管内市町村数の3割を超えているか。
- ② ①については達成していないが、取組を実施(市町村への委託等含む)した対象者の属する市町村が複数あるか。
- ③ ①又は②の取組を実施した全ての市町村において、事業評価を実施しているか。

最大8点

高齢者の特性を踏まえた保健事業の実施(ホヒニュレーションアフローチ) (令和4年度の実施状況を評価)

点数

5

医療専門職が次のア、イのいずれかの取組を実施しており、かつ必要に応 じて工を実施している場合に①~③に基づき加点を行う。

なお、ア、イいずれの取組も地域の実情により実施できない場合に、ア、 イの取組に代えてウの取組を実施している場合も加点の対象とする。

- ア 通いの場等において、その参加者に対して行う健康教育・健康相談
- イ 通いの場等において、後期高齢者の質問票の活用や身体計測、体力 測定を実施するなど、フレイル状態等にある高齢者の把握、状態に 応じた支援等の実施
- ウ 高齢者が健康に関する相談や不安等について日常的に相談が行える 環境づくり
- エ アからウを通じて把握された高齢者の状況に応じて、健診や医療の 受診勧奨や介護サービスの利用勧奨等
- ① 取組を実施(市町村への委託等含む)した対象者の属する 市町村数が管内市町村数の3割を超えているか。
- ② ①については達成していないが、取組を実施(市町村への委託等含む)した対象者の属する市町村が複数あるか。
- ③ ①又は②の取組を実施した全ての市町村において、事業評価を実施しているか。

令和5年度分指標の考え方

固有指標④

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施、地域包括ケアの推進等

令和4年度分	最大15点	令和5年度分	最大15点

変更なし

	体的実施、地域包括ケアの推進 令和3年度の実施状況を評価)	点数
1	一体的実施について、市町村に対し、制度・保健事業の方法・データ分析・評価・事例検討などの内容で年度内に1回以上研修会を開催しているか。 (企画・調整を担当する職員を集めた情報交換会を含む)	2
2	一体的実施の推進に当たり、広域的に共通する課題や市町村間格差等を把握し、年度内に1回以上市町村へ情報提供し、健康課題を共有しているか。	2
3	一体的実施の委託契約を締結している市町村が管内の5割を 超えているか。	6
4	③については達成していないが、一体的実施の委託契約を締結している市町村が管内の3割を超えているか。	4
5	③④については達成していないが、一体的実施の委託契約を締結できていない全ての市町村と取組開始時期及び事業内容の協議を進めているか。	2
6	一体的実施の委託契約を締結している市町村の事業評価等に ついて分析を行い、事業の改善・見直しに努めているか。	3
7	都道府県や市町村、医療や介護サービスの提供者等の関係機 関と連携し、地域包括ケアの推進に関する取組が行われてい るか。	2

	体的実施、地域包括ケアの推進 令和4年度の実施状況を評価)	点数	
1	一体的実施について、市町村に対し、制度・保健事業の方法・データ分析・評価・事例検討などの内容で年度内に1回以上研修会を開催しているか。 (企画・調整を担当する職員を集めた情報交換会を含む)	2	
2	一体的実施の推進に当たり、広域的に共通する課題や市町村間格差等を把握し、年度内に1回以上市町村へ情報提供し、健康課題を共有しているか。	2	
3	一体的実施の委託契約を締結している市町村が管内の5割を 超えているか。	6	
4	③については達成していないが、一体的実施の委託契約を締結している市町村が管内の3割を超えているか。	4	
5	③④については達成していないが、一体的実施の委託契約を締結できていない全ての市町村と取組開始時期及び事業内容の協議を進めているか。	2	
6	一体的実施の委託契約を締結している市町村の事業評価等に ついて分析を行い、事業の改善・見直しに努めているか。	3	
7	都道府県や市町村、医療や介護サービスの提供者等の関係機 関と連携し、地域包括ケアの推進に関する取組が行われてい るか。	2	

令和5年度分指標の考え方

固有指標⑤ 保健事業のために必要な体制整備、市町村後方支援の実施

令和4年度分 最大10点 **令和5年度分** 最大10点

и т т т х л д	x> \1=0/	Did 5 Tix/J	.0,
保健事業のために必要な体制整備、市町村後方支援の実施 (令和3年度の実施状況を評価)	危点数	保健事業のために必要な体制整備、市町村後方支援の実施 (令和4年度の実施状況を評価)	点数
 専門職の配置など保健事業の実施のために必要な体制が年間を通じて整備されているか。 	4	① 専門職の配置など保健事業の実施のために必要な体制が年間を通じて整備されているか。	4
② 複数の専門職が年間を通じて配置されてるか。	2	② 複数の専門職が年間を通じて配置されてるか。	2
③ 市町村の関係部局と直接対話する機会を設け、KDB等を活して事業の企画立案に必要となる健康課題に関する資料等提供しているか(提供できる体制を整備しているか)。		変更 3 市町村の関係部局と直接対話する機会を設け、KDB等を活用 して事業の企画立案に必要となる健康課題に関する資料等を 提供しているか(提供できる体制を整備しているか)。	2
④ 都道府県に対し、保健事業の取組等について情報提供を行 必要な助言及び適切な援助が受けられる体制を整備してい か。		④ 都道府県に対し、保健事業の取組等について情報提供を行い、 必要な助言及び適切な援助が受けられる体制を整備している か。	2

令和5年度分指標の考え方

固有指標⑥ 第三者求償の取組の状況

令和4年度分 計6点

変更なし

	三者求償の取組状況 令和3年度の実施状況を評価)	点数
1	第三者行為によって生じた保険給付の疑いのあるレセプトの抽出条件について、「10.第3」の記載のほかに、「傷病名」等の条件を追加して抽出し、抽出した件数のうち9割以上の被保険者への勧奨が行われているか。	1
2	管理職級職員も含め、国保連合会等主催の第三者求償研修に 参加し、知識の習得に努めているか。	1
3	第三者求償事務に係る評価指標について、数値目標の設定、 現状の取組の評価を実施し、求償事務の改善を図り、計画的 な取組を進めているか。	1
4	消防や地域包括支援センター、警察、病院、保健所、消費生活センター等の関係機関から救急搬送記録等の第三者行為による傷病発見の手がかりとなる情報の提供を受ける体制を構築し、その構築した体制を用いて提供された情報をもとに勧奨を行っているか。	1
5	医療機関等窓口での傷病届提出勧奨の周知や該当レセプトへの「10.第3」の記載の徹底に向けた医療機関との協力体制を構築しているか。	1
6	求償専門員の設置や国保連合会との連携など、第三者直接請求を行う体制を構築し、第三者直接求償を行っているか(請求すべき案件がない場合も含む)。	1

令和5年度分

	三者求償の取組状況 令和4年度の実施状況を評価)	点 数
1	第三者行為によって生じた保険給付の疑いのあるレセプトの抽出条件について、「10.第3」の記載のほかに、「傷病名」等の条件を追加して抽出し、抽出した件数のうち9割以上の被保険者への勧奨が行われているか。	1
2	管理職級職員も含め、国保連合会等主催の第三者求償研修に 参加し、知識の習得に努めているか。	1
3	第三者求償事務に係る評価指標について、数値目標の設定、 現状の取組の評価を実施し、求償事務の改善を図り、計画的 な取組を進めているか。	1
4	消防や地域包括支援センター、警察、病院、保健所、消費生活センター等の関係機関から救急搬送記録等の第三者行為による傷病発見の手がかりとなる情報の提供を受ける体制を構築し、その構築した体制を用いて提供された情報をもとに勧奨を行っているか。	1
5	医療機関等窓口での傷病届提出勧奨の周知や該当レセプトへの「10.第3」の記載の徹底に向けた医療機関との協力体制を構築しているか。	1
6	求償専門員の設置や国保連合会との連携など、第三者直接請求を行う体制を構築し、第三者直接求償を行っているか(請求すべき案件がない場合も含む)。	1

令和5年度分指標の考え方

● 令和4年度分指標を継続。

計6点

実施事業に対する評価の指標及び点数

	-1-0////			D12	- 0 ////
実施事業に対する評価の指標及び点数	点数		実施事業に対する評価の指標及び点数		点数
① 共通指標①における後期高齢者健診結果を広域連合が把握、 分析し、その結果(地域の特徴、課題等)を管内市町村に 提供しているか。	5		① 共通指標①における後期高齢者健診結果を広域連合が把握 分析し、その結果(地域の特徴、課題等)を管内市町村に 提供しているか。		5
② 共通指標②における歯科健診結果を広域連合が把握、分析し その結果(地域の特徴、課題等)を管内市町村に提供してい るか。		変更	② 共通指標②における歯科健診結果を広域連合が把握、分析 その結果(地域の特徴、課題等)を管内市町村に提供して るか。		5
③ 共通指標④における被保険者の主体的な健康づくりに対する 広域連合による働きかけに関して、KDBシステム等を活用 して、被保険者の行動変容につながったかなどの事業全体の		なし	③ 共通指標④における被保険者の主体的な健康づくりに対す 広域連合による働きかけに関して、KDBシステム等を記 して、被保険者の行動変容につながったかなどの事業全体	5用	5

令和5年度分

効果検証を行っているか。

か。

④ 共通指標⑤における被保険者の適正受診・適正服薬を促す取

組に関して、KDBシステム等を活用して、被保険者の行動

変容につながったかなどの事業全体の効果検証を行っている

計20点

※ 各評価指標について、実施事業に対する評価の有無によって加点を行う

令和5年度分指標の考え方

効果検証を行っているか。

か。

④ 共通指標⑤における被保険者の適正受診・適正服薬を促す取

組に関して、KDBシステム等を活用して、被保険者の行動

変容につながったかなどの事業全体の効果検証を行っている

● 令和4年度分指標を継続。

令和4年度分

計20点

事業実施等のアウトカム指標①

1 重症化予防のアウトカム評価

i. 重症化予防のマクロ的評価(当年度の実績)(令和3年度実績を評価)	点数
① 広域連合の年齢調整後新規透析導入患者(対被保険者1万人)が少ない順に、全広域連合の上位1位から5位である場合	3
② 広域連合の年齢調整後新規透析導入患者(対被保険者1万人)が少ない順に、全広域連合の上位6位から10位である場合	2
③ ①及び②の基準は満たさないが、 広域連合の年齢調整後新規透析導入患者数(対被保険者1万人)が少ない順に、全広域連合の上位5割である場合	1

ii. 重症化予防のマクロ的評価(前年度との比較)(令和3年度実績を評価)	点数
① 広域連合の年齢調整後新規透析導入患者(対被保険者1万人)の前年度からの減少幅が大きい順に、全広域連合の上位1位から5位である場合	3
② 広域連合の年齢調整後新規透析導入患者(対被保険者1万人)の前年度からの減少幅が大きい順に、全広域連合の上位6位から10位である場合	2
③ ①及び②の基準は満たさないが、 広域連合の年齢調整後新規透析導入患者数(対被保険者1万人)の前年度からの減少幅が大きい順に、全広域連合の上位5割である場合	1

- (※1) 厚生労働省においてNDBから抽出される都道府県別の年齢調整後新規透析導入患者数(対被保険者1万人)を用いて評価するものとする。
- (※2)年齢調整後新規透析導入患者数(対被保険者1万人)は75歳以上を対象とする。

事業実施等のアウトカム指標②

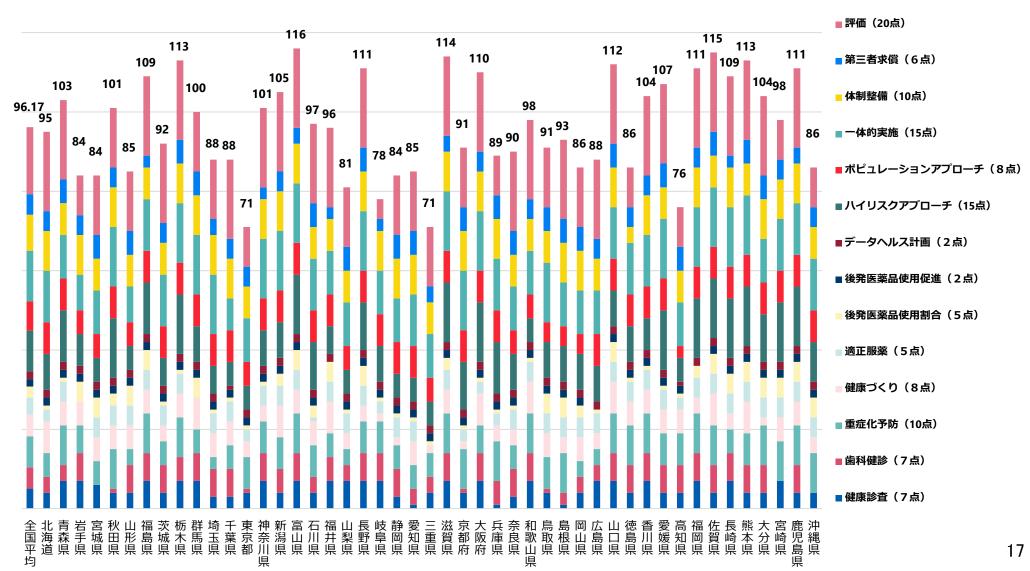
年齢調整後一人当たり医療費のアウトカム評価

i	. 年齢調整後一人当たり医療費(令和2年度の実績値を評価)	点数
1	年齢調整後一人当たり医療費が、全広域連合の上位1位から5位である場合	3
2	年齢調整後一人当たり医療費が、全広域連合の上位6位から10位である場合	2
3	①及び②の基準は満たさないが、年齢調整後一人当たり医療費が、全国平均よりも低い水準である場合	1
*	年齢調整後一人当たり医療費については、「医療費の地域差分析(厚生労働省)」において把握される「都道府県別の地域差指数」に「全国一人当たり医療費(入院、入院外+調剤、歯科)」を乗じた値を用いて、全国平均よりも低い都道府県について、低いものから順に評価するものとする。)実績
ii	. 年齢調整後一人当たり医療費の改善状況(令和2年度の実績値を評価)	点数
1	年齢調整後一人当たり医療費の前年度からの改善状況が全広域連合の上位1位から5位である場合	5
2	年齢調整後一人当たり医療費の前年度からの改善状況が全広域連合の上位6位から10位である場合	4
3	①及び②の基準は満たさないが、 平成30年度の年齢調整後一人当たり医療費から令和2年度の年齢調整後一人当たり医療費が連続して改善している場合	3
4	①から③までの基準は満たさないが、 年齢調整後一人当たり医療費が前年度より改善している場合	2
(5)	①から④までの基準は満たさないが、 年齢調整後一人当たり医療費が過去3年平均値より改善している場合	1

※ 年齢調整後一人当たり医療費の改善状況は、「医療費の地域差分析(厚生労働省)」において把握される「都道府県別の地域差指数」の比較により評価す 16

る。

令和4年度分保険者インセンティブ 都道府県別採点結果



17